

平成 25 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名：トラストパーク株式会社
代表者名：代表取締役 渡邊 靖司
(コード番号 3235 東証マダース・福証Q-Board)
問合せ先：常務取締役 矢羽田 弘
電話番号：092-437-8944

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 28 日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 24 日開催予定の当社臨時株主総会のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、平成 25 年 2 月 28 日開催の取締役会において、株式移転方式による持株会社設立を決議しております。今後株式移転計画を作成の上、平成 25 年 4 月 24 日（水）に臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」という。）を開催する予定としておりますが、本臨時株主総会において、議決権を行使できる株主を確定するため、平成 25 年 3 月 18 日（月）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 平成 25 年 3 月 18 日（月）
- (2) 公告日 平成 25 年 3 月 1 日（金）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします）
<http://www.trustpark.co.jp>
- (4) 臨時株主総会開催予定日 平成 25 年 4 月 24 日（水）

2. 臨時株主総会開催予定日

日時：平成 25 年 4 月 24 日（水） 午前 10 時
場所：福岡市博多区下川端町 3 番 2 号
ホテルオークラ福岡 「メイフェア」

3. 臨時株主総会付議議案

第 1 号議案 株式移転による完全親会社設立の件
第 2 号議案 定款一部変更の件

4. 定款変更の件

(1) 定款変更の理由

当社は、現行定款第 9 条において、定時株主総会にかかる基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において第 1 号議案が承認され、「トラストホールディングス株式会社」が設立されますと、当社の株主は「トラストホールディングス株式会社」1 名となりますので、当社の定款における上記の定時株主総会にかかる基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。従いまして、現行定款第 9 条（基準日）を削除するとともに、この変更に伴い、現行定款第 10 条以下を 1 条ずつ繰り上げるものです。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案が承認されること、平成25年6月30日の前日までに本株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成25年6月30日にその効力を生じるものとします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです（現行定款中変更のない条文の記載は省略しております）。

（下線部分は変更箇所を示しております）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（基準日）</u></p> <p><u>第9条</u> 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p><u>2</u> 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第<u>10</u>条～第<u>48</u>条（条文省略）</p>	<p>（削 除）</p> <p>第<u>9</u>条～第<u>47</u>条（現行どおり）</p>

(3) 日 程

定款変更のための臨時株主総会開催日（予定）

平成25年4月24日（水）

定款変更の効力発生日（予定）

平成25年6月30日（日）

（ご参考）

平成25年6月期の期末配当につきましては、平成25年6月30日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者の皆様に対して、当社からお支払する予定です。

以 上